

入場料等を徴収する場合または営業・商業宣伝等の目的の利用料金

入場料等の区分	利用料金
入場料等の一人当たりの最高額が 1,000円以下の場合	基本利用料金に100分の100を乗じて得た額
入場料等の一人当たりの最高額が 1,000円を超え、2,000円以下の場合	基本利用料金に100分の130を乗じて得た額
入場料等の一人当たりの最高額が 2,000円を超え、3,000円以下の場合	基本利用料金に100分の150を乗じて得た額
入場料等の一人当たりの最高額が 3,000円を超える場合	基本利用料金に100分の180を乗じて得た額
入場料を徴しないが、利用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合	基本利用料金に100分の150を乗じて得た額
練習もしくは、事前の準備等の場合	基本利用料金に100分の50を乗じて得た額